

平成 25 年度 歴史的風致維持向上推進等調査

**建築士等が災害時に歴史的価値保全復旧手法を提示する活動のための
マニュアル整備と、当該活動への参加意識調査を通じたマニュアルの実用性向上**

別冊 1

歴史的建造物の 災害時調査等要員派遣マニュアル

平成 26 年 3 月

公益社団法人 静岡県建築士会

もくじ

1	マニュアルの使い方	1
2	基本スキーム	2
3	発災時の対応	3
4	緊急調査	3
5	被災状況調査	5
6	応急措置等	6
7	関係機関との連携	7
	様式：被災状況調査表	9

1 マニュアルの使い方

平成 24 年度に、歴史的建造物の保全・活用のための「平常時及び非常時における対応マニュアル」を作成した。これは、平常時及び地震等の非常時において、誰が何をどのようにするかという行動の指針をまとめたものである。また、この行動を確実に実施するために「静岡県ヘリテージセンターSHEC」を立ち上げ、平常時・非常時に対応する関係者との技術・情報・活動のネットワークを構築した。

この「平常時及び非常時における対応マニュアル」をさらに細部化し、大地震等の災害時に歴史的建造物の被災状況等の調査を迅速かつ着実に実施するための「災害時調査等要員派遣マニュアル」を作成した。

このマニュアルは、建築士・建築士会だけでなく、静岡県及び県内すべての 35 市町と共有するものとする。行政との連携については、防災、建築、景観、文化財それぞれと常にコンタクトを図り、本マニュアルが有効なものとするため、平常時から情報、課題等を共有し、マニュアルの見直し、更新を行っていくことが重要である。

また、職人・職能団体、あるいは文化財関係やまちづくり関係の NPO 等団体とマニュアルを共有することが求められる。

歴史的建造物の所有者、一般住民に対しても周知・広報されることが大切である。所有者とは顔見知りのいい関係になることが大切で、平常時からのコンタクトが求められる。

このマニュアルは、大規模地震発生を想定し、歴史的建造物の被災状況調査のための「人の行動」を示すものであり、災害時の行動指針となるものである。したがって、災害時に迅速かつ着実に行動に移行するためには、平常時に準備しておくべきこと、すなわち災害に備えた組織体制、人員配置等が重要となる。

マニュアルは次のように構成される。

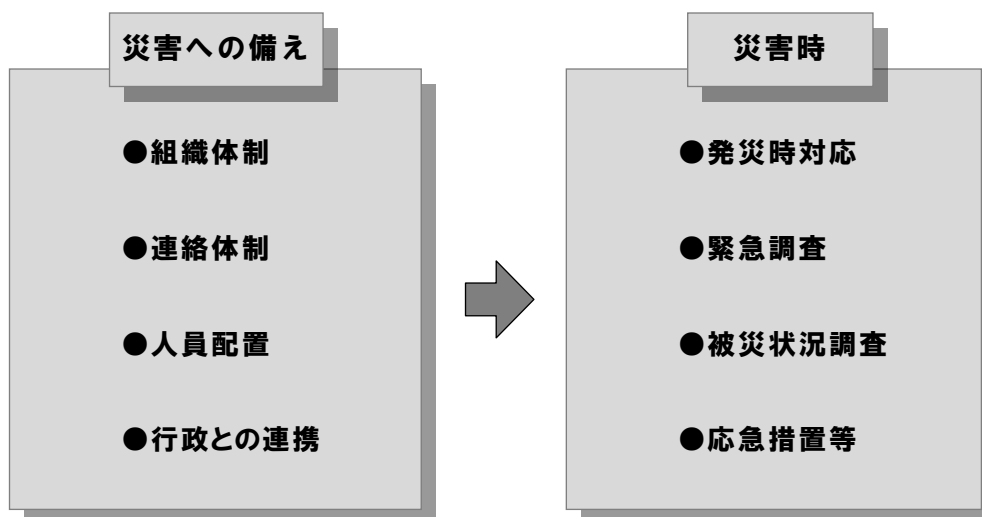
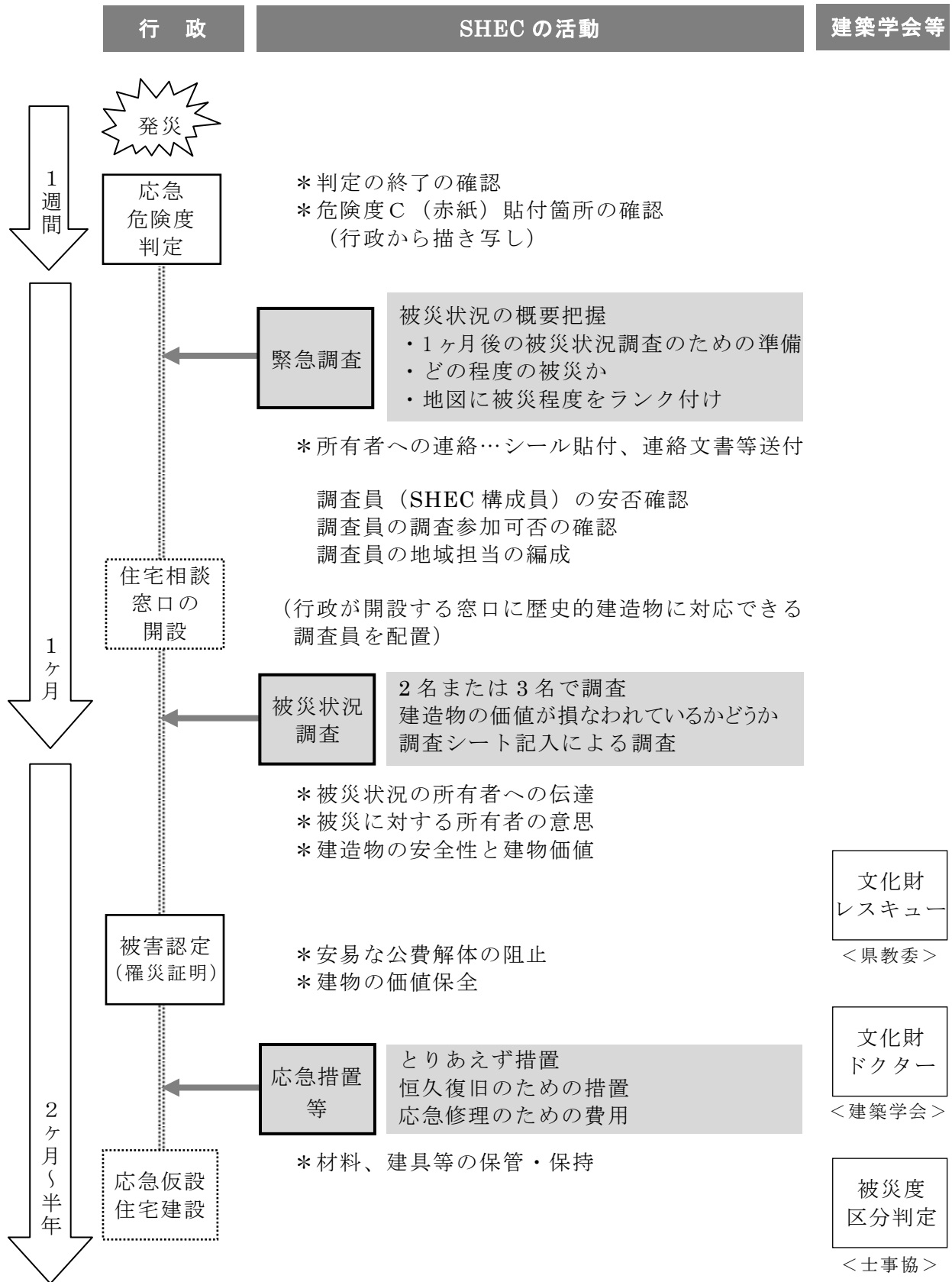


図 1 マニュアルの概要

2 基本スキーム

非常時における歴史的建造物の被災状況調査フロー



3 発災時の対応

◆ 平常時に準備しておくべき事項

- ・ SHEC における連絡体制、連絡網
- ・ SHEC 構成員の担当エリア
- ・ 行政（県市町）との連携：本マニュアルの共有化

SHEC センター長、東部・中部・西部ブロックリーダー、サブリーダー、及び SHEC 構成員の連絡網を整えておく。またセンター長は本会会長、ブロックリーダーはブロック長との連絡体制を整えておくことである。

◆ 発災時

- ・ センター長は、静岡県くらし・環境部建築住宅局（被災建築物の応急危険度判定実施本部）に対し、県内の応急危険度判定の状況を把握し、判定終了を確認する。
- ・ 各ブロックリーダー（リーダーが被災した場合はサブリーダー）は、管下各市町における応急危険度判定の実施状況を把握し、判定終了を確認する。
- ・ 各ブロックリーダーは、可能な限り、市町における応急危険度判定の危険度 C（赤紙）貼付箇所の情報（行政から書き写し）を確認する。

4 緊急調査

- ・ SHEC 構成員は、あらかじめ設定した担当エリアにおける被災状況を緊急調査する。
- ・ 緊急調査は 1 ヶ月後に行う被災状況調査のための準備として実施するものである。
- ・ エリア内の歴史的建造物の被災状況の概要を把握する。
- ・ あらかじめ用意された地図に被災程度を記入する。
- ・ 危険度 C（赤紙）が貼付された歴史的建造物には、赤紙の横に「SHEC 連絡票」（別紙）を貼付する。
- ・ 所有者等の所在が明らかな場合、可能な限り、連絡文書等を送付する。
- ・ SHEC 構成員は被災状況の概要をブロックリーダーに報告するとともに、各市町行政にも報告する。

被災建築物の応急危険度判定は行政（県市町）が主体に行う活動である。

応急危険度判定は、被災した建築物について速やかに危険度を判定する必要がある、地震発生からできる限り早い対応が求められる。発災の翌日から実施され、おおむね 1 週間で終了するとされている。被災建築物の使用に当たっての危険かどうかの情報を提供するものであり、被災後の人命に関わる重要な活動であるといえる。

したがって、歴史的建造物の保全・活用のための非常時における対応については、何はさておき「応急危険度判定」を最優先する必要がある。SHEC の活動が応急危険度判定のための活動を妨げてはならないことは当然のことであり、むしろ判定活動の主体である市町と平常時から連携を図っておくことが重要である。

地域の歴史的建造物が、どこに、どれだけ、どのように存在しているかが、平常時から把握されていれば、そしてその所有者と SHEC 構成員が顔見知りのいい関係ができていれば、たとえ歴史的建造物が被災したとしても、その対応は、まったく知られていない物と比べてみれば、それほど困難な状況に陥ることにはならないだろう。

緊急調査は SHEC 構成員が自主的に実施するものである。しかし構成員自身が被災者となる場合も想定され、あるエリアでは実施が困難となることも考えられる。SHEC の連絡網において実施の可能・不可能のエリアを把握する必要がある。

緊急調査は、歴史的建造物の被災状況の概要を把握するものである。行政による応急危険度判定が終了したことを確認した後、実施するものである。危険度 C（赤紙）と判定された歴史的建造物については、赤紙の横に「SHEC 連絡票」を貼付することとしている。緊急調査後、所有者から連絡があった場合は速やかに対応できるよう、連絡体制を整えておく必要がある。

また、SHEC 構成員は SHEC 連絡票を常備しておかなければならない。

応急危険度判定は、次のように実施される。

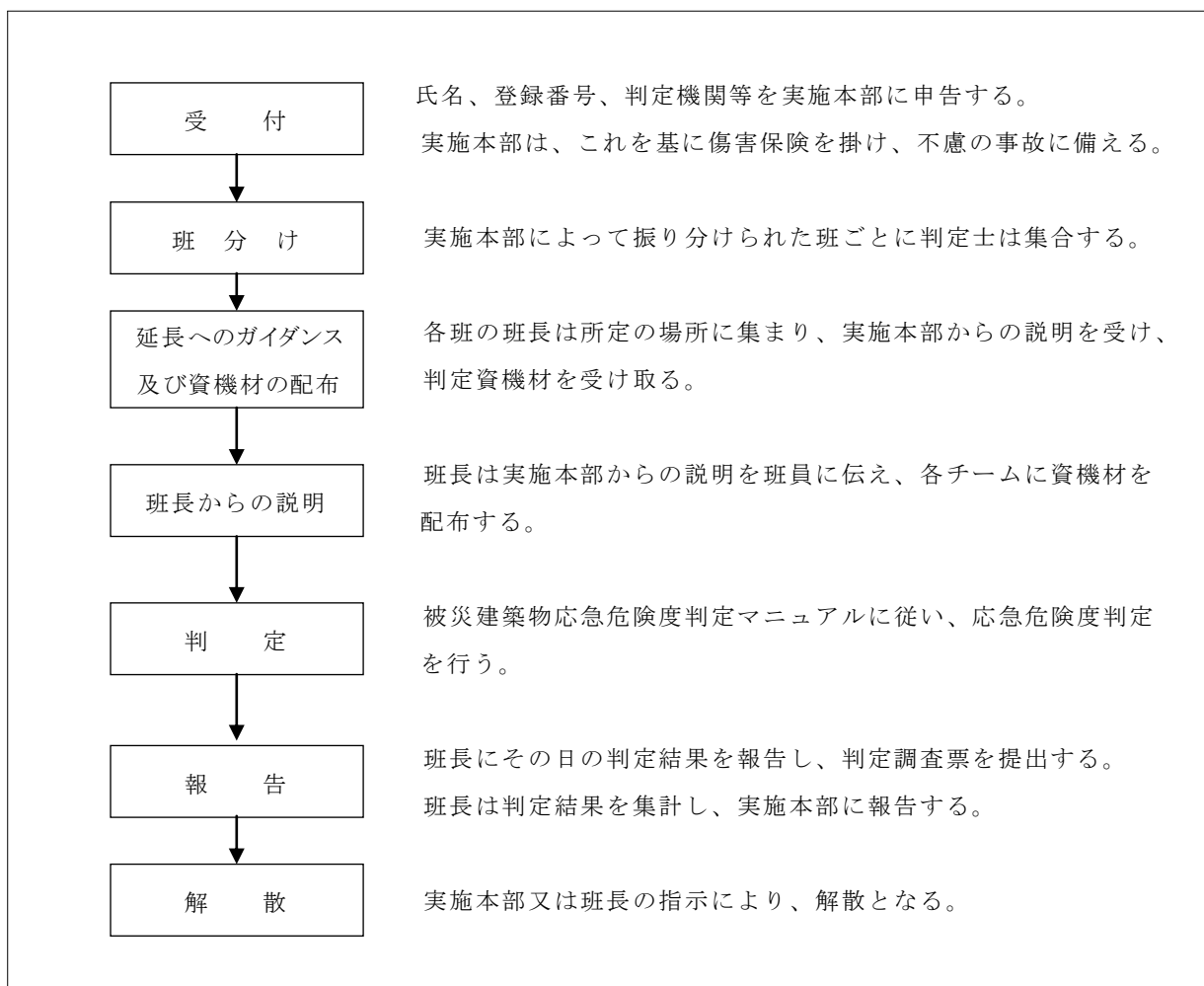


図 2 応急危険度判定：参集してからの流れ

(出典：「被災建築物応急危険度判定士手帳」静岡県)

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話

図 3 危険度 C (赤紙)

静岡県ヘリテージセンター-SHEC

この建物は、歴史的かつ文化的に価値の高い貴重な建築物です。今回の地震で大きな被害を受けていますが、建物の価値を損なわないように修理・修復することは可能です。

建物に関するご相談について、ぜひ下記まで **ご連絡** ください。

公益社団法人 静岡県建築士会
静岡県ヘリテージセンター-SHEC
TEL 沼津 055-933-8201
静岡 054-270-5261
浜松 053-451-5166

図 4 SHEC 連絡票

5 被災状況調査

◆被災状況調査のための準備・確認

- ・ブロックリーダー及びサブリーダーは、調査員（SHEC 構成員）の安否を確認する。また、調査への参加の可否を確認する。
- ・緊急調査の状況を踏まえ、調査員の地域担当を編成する。調査チームは 2 名または 3 名で編成する。

◆被災状況調査の実施

- ・調査は、歴史的建造物の価値が損なわれているかどうかの視点により実施する。
- ・「被災状況調査表」（別紙）に記入しながら実施する。
- ・SHEC 構成員は被災状況調査の内容をブロックリーダーに報告するとともに、各市町行政にも報告する。

◆所有者等への連絡

- ・所有者の所在がわかっている場合は、被災状況を所有者に伝達し、被災に対する所有者の意思を確認する。

◆ブロック内の支援

- ・東部・中部・西部ブロックの被災の状況に応じて、他ブロックへの支援を行う。

◆他県からの支援の受け入れ

- ・SHEC は被災状況に応じて他県建築士会に被災状況調査等を要請する。
- ・チーム編成して対応し、SHEC 構成員がチームリーダーとなり実施する。

被災状況調査は歴史的建造物の価値が損なわれていないかどうかを主眼に、調査シートに記入する方法で実施するものである。

応急危険度判定の後、行われるであろう被害認定（罹災証明）は、建物の所有者が行政に対して申請するものである。応急危険度判定により危険度C（赤紙）と判定された場合、所有者はこの建物はもう使用できないと判断しがちになる。歴史的建造物を修理・修復することは可能であることを、所有者に伝えることが重要である。被害認定により解体費が全額公費で賄われることから、所有者は安易な解体に気持ちが移っていく場合がある。歴史的建造物の価値が損なわれないような修復等の手法を所有者に示していくことが重要となる。建物の価値と安全性について被災状況調査により把握し、所有者に正確、迅速に伝達することが求められる。

◆行政による住宅相談窓口の開設

行政においては、応急危険度判定の後、被災建築物に関する応急修理及び復旧等について住民からの相談窓口を設置する市町がある。その場合、歴史的建造物に対応できる SHEC 構成員を配置することが考えられる。

浜松市と本会西部ブロック浜松地区は、この住宅相談窓口への建築士の派遣について協定書を締結している。この協定書に歴史的建造物の相談に対する SHEC 構成員派遣についても加えることを検討したい。

6 応急措置等

◆応急措置の対象

- ・ 応急危険度判定の結果、危険（赤紙）、要注意（黄色）のうち歴史的建造物を対象とする。

◆応急措置の実施

- ・ 所有者等からの要請に基づき、歴史的建造物の応急措置を実施する。
- ・ ブロックリーダーは、エリア内の SHEC 構成員によるグループを編成し、グループリーダーを決定する。
- ・ 必要に応じて大工、左官、瓦職人等の職人団体に連絡し、協力を要請する。
- ・ 応急措置の方法について、被災の状況に応じて適切に選択する。

◆恒久復旧のための検討

- ・ 恒久的な修理・修復のための調査の実施、概算見積もりの提示。
- ・ 材料、建具等の保管・保持。

大工、左官、建具、瓦等の職人の力は、歴史的建造物の保全・活用を図っていく上でなくてはならないものである。これらの職人の職能団体と SHEC は協定書を締結しておくことが望まれる。

協定書は、平常時における対応、非常時における対応について協力関係を共通認識しておく内容となる。すでに職人や職能団体へのヒアリングにより歴史的建造物の保全・活用に向けた SHEC の活動には大きな賛同を得ている。専門家集団として、建築士と職人が強い連携と協力関係が図られれば、歴史的建造物の保全・活用にとって大きな力となる。

7 関係機関との連携

◆文化財レスキューとの連携

静岡県教育委員会は、災害時に行政、大学、NPO、博物館等の文化関係機関が連携して機能的に文化財救済活動を行うため、平成24年11月「文化財等救済支援員登録制度」を創設した。

文化財の救済とは、東海地震、東南海地震その他の災害発生時に直接の被災や保存・展示施設の倒壊または倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等を、危険個所から搬出し、一時保管場所に搬入、可能な応急措置をしい一時保管を行うこと、また、外部からの文化財等救援に関わる援助を適切かつ速やかに受け入れるため必要な措置を行うこととしている。

支援員は、平常時は文化財等の所在確認をしておくこと、災害発生後は文化財等の被害状況調査を行い県教委へ連絡すること、その後の文化財等の救出や応急措置の活動も役割として提示している。

救済の対象となる文化財等は主に美術工芸品であり、建造物は文化財建造物監理士の制度によって対応したいと県教委は考えている。しかしながら、被災した美術工芸品は、被災した歴史的建造物の中に存在するものが多いと考えられることから、文化財救済との連携を密にとることが求められる。

表1 文化財等救済：予想される被災状況と必要な措置

災害	懸念される状況	応急措置
津波	美術工芸品(主に文書類)の水損による黴の発生	盗難等の防止→救出→洗浄→乾燥→土砂の除去、脱塩、カビの除去
山崩れ	収蔵施設の倒壊による美術工芸品(主に文書類)の水損による黴の発生	
地震	建築物倒壊	部材の確保

※救出作業が開始できるのは発災後2週間後を目途とする((人命救助・生活支援の見通しが立ち、道路が整備され、ガソリンや資材が確保された後)

表2 文化財等救済：必要な体制整備

発災後必要な作業	必要な事前準備	課題
担当窓口の確保	・発災時の文化財担当職員を確保	・県・市町における制度化
文化財の被災状況の把握	・文化財所在情報の把握と共有化 ・被害情報収集における民間の支援	・文化財マップの作成 ・人材登録制度(専門家、研修を経た一般県民)
文化財救出・応急措置	・応急措置の場所の確保 ・マンパワーの確保 ・所有者との信頼関係づくり ・初動のための資金・資材の確保	・行政・民間支援団体の協働体制の構築 ・人材登録制度(専門家、研修を経た一般県民) ※学芸員の専門分野の把握 ・行政・民間支援団体の交流の機会 ・所有者への制度の周知
一時保管先の確保	・一時保管先の確保	・博物館・企業等の協力
国支援の受け入れ	・現地本部の確保	・現地本部の確保

◆文化財ドクターとの連携

日本建築学会は、文化庁の要請により、関係機関と協力して東日本大震災で被災した文化財建造物の被災状況調査を実施した。これから起こるであろう東海大地震に対しても、この「文化財ドクター派遣事業」が実施されると考えられる。

当事業は日本建築学会と日本建築士会連合会等が協力し、被災地各県の情報提供等を受けて、他県のヘリテージマネジャー等が調査に派遣されるものであるが、文化庁、建築学会、建築士会、行政など連携・協力関係が錯綜し簡潔ではない。静岡県においては、被災地の状況や情報を一手に把握できる SHEC が受け皿となり、文化財ドクターの受け入れ、被災歴史的建造物の調査を迅速かつ効率よく実施することが可能である。

SHEC は文化庁、日本建築学会と平常時から連携しておくことが求められる。

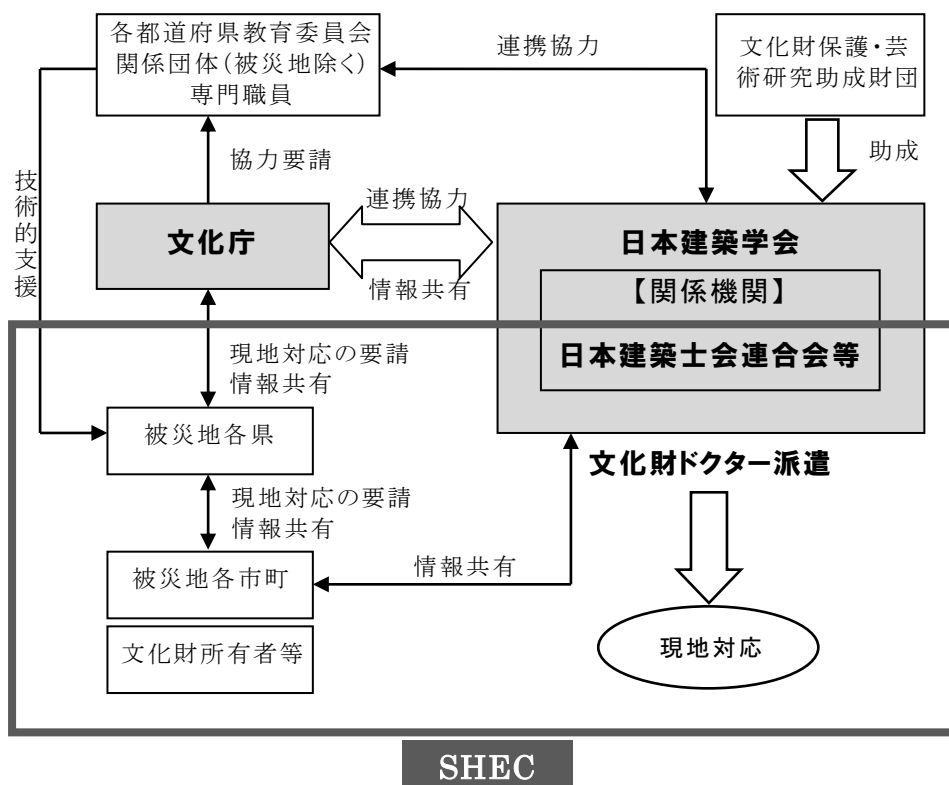


図 5 文化財ドクター派遣事業における SHEC の役割

被災状況調査表

整理番号			調査年月日	年 月 日			
			調査員				
建造物名称			建築年代				
所在地							
所有者	氏名			TEL			
	住所			FAX			
建物種別	民家 蔵 近代住宅 近代建築 寺院 神社 その他 ()						
構造／階数	木造 石造 煉瓦造 RC造 S造 その他の構造 ()						
	階数 (地階)						
屋根葺材料	本瓦 棧瓦 檜皮 こけら 茅 金属板 その他 ()						
被害の状況	基礎	被害無し	亀裂	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
	軸部・架構	被害無し	軽微	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
	屋根	被害無し	軽微	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
	外壁	被害無し	亀裂	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
	内部	被害無し	亀裂	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
	総合判定	被害無し	軽微	部分破壊	傾斜	半壊	全壊
その他	現況と所有者の意向等						
特記事項／写真等を貼付	特記事項 (被害の特徴をできるだけ貼付写真と対応させて記入)						

平成 25 年度 歴史的風致維持向上推進等調査

**建築士等が災害時に歴史的価値保全復旧手法を提示する活動のための
マニュアル整備と、当該活動への参加意識調査を通じたマニュアルの実用性向上**

別冊 2

被災歴史的建造物の 歴史的価値保全復旧手法提示マニュアル

平成 26 年 3 月

公益社団法人 静岡県建築士会

もくじ

1	マニュアルの使い方	1
2	基本スキーム	2
3	事前復旧	3
4	一次復旧	5
5	二次復旧	6
6	三次復旧	6
7	四次復旧	7

1 マニュアルの使い方

平成 24 年度に、歴史的建造物の保全・活用のための「平常時及び非常時における対応マニュアル」を作成した。これは、平常時及び地震等の非常時において、誰が何をどのようにするかという行動の指針をまとめたものである。また、この行動を確実に実施するために「静岡県ヘリテージセンターSHEC」を立ち上げ、平常時・非常時に対応する関係者との技術・情報・活動のネットワークを構築した。

この「平常時及び非常時における対応マニュアル」は、大地震等の災害時の「人の行動」の指針としたものであるが、被災歴史的建造物の価値を保全する手法や想定した被害を防止または軽減するために平常時に行うべき改修方策等をまとめた「歴史的価値復旧手法提示マニュアル」を作成した。

このマニュアルは、大規模地震発生による歴史的建造物の被災状況を想定し、これに対する「物の復旧」をどのように進めるかを示すものであり、歴史的建造物の所有者の意向とその関係づくりが重要となるものである。したがって、災害時に被災歴史的建造物の復旧を着実に進めていくためには、平常時における対応と準備、すなわち事前復旧の対応がより重要となる。

マニュアルは次のように構成される。

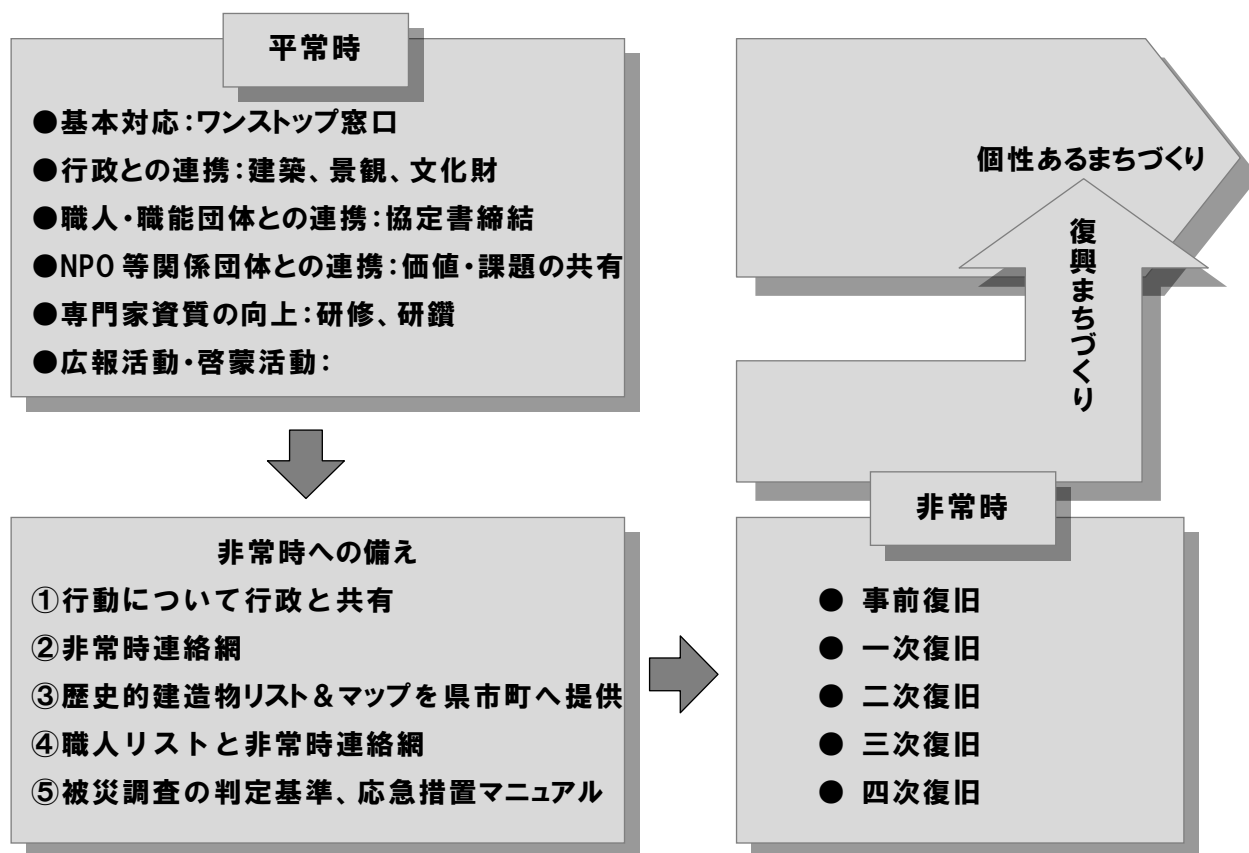
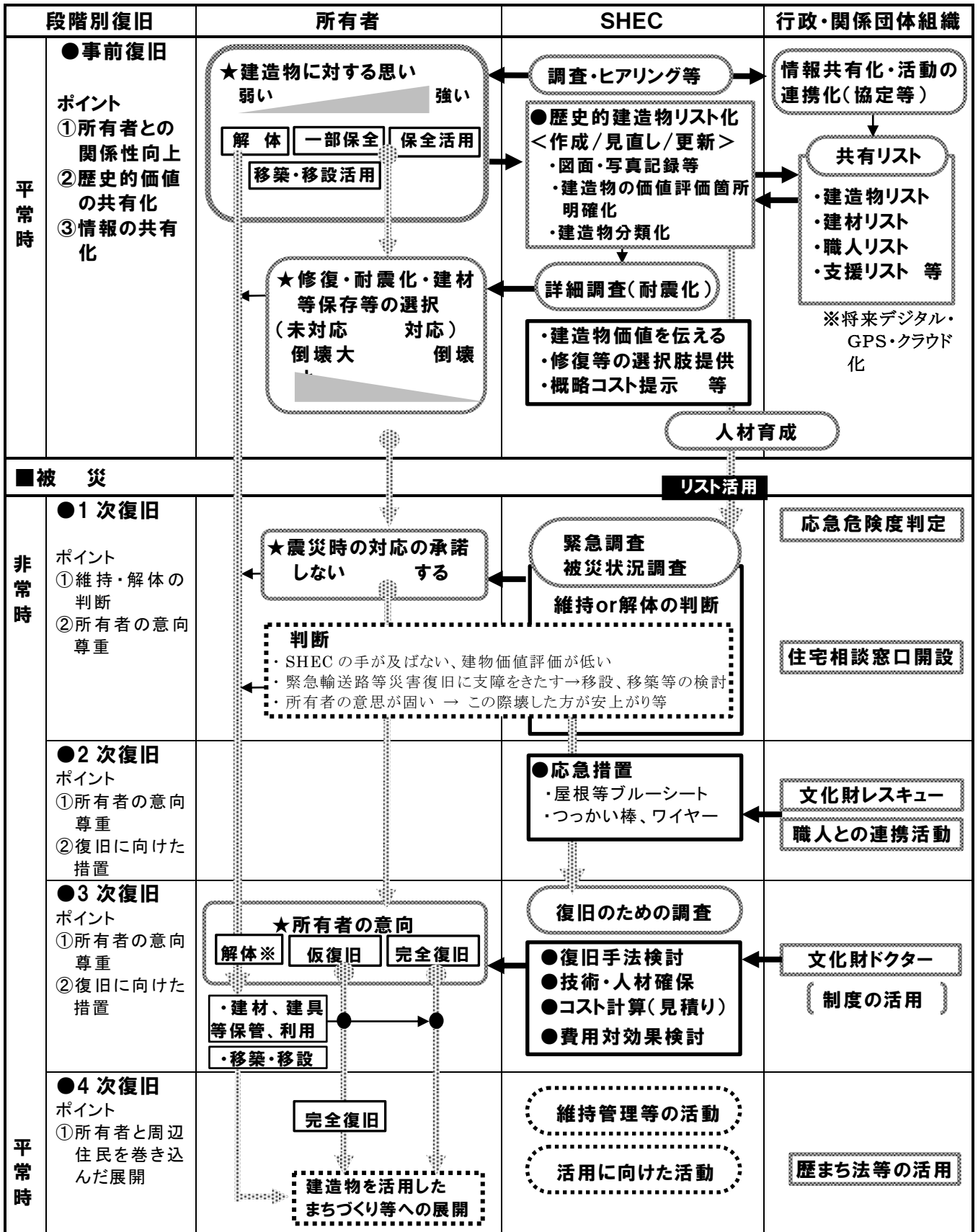


図 1 マニュアルの概要

2 基本スキーム



* 第3次復旧時解体に至る場合：経費の負担・修復期間、技術的な問題（伝統構法の実施の可否等）

→ 移築・移設の検討、構造材等の建材・建具等保管の検討

3 事前復旧

◆平常時における対応

1 歴史的建造物の把握及び行政との共有化

- ・ SHEC は歴史的建造物リストを市町に提供し、市町と共有する。そのことにより市町の応急危険度判定の活動に備えるものとする。
- ・ SHEC の構成員は身近な地域の歴史的建造物について常時把握しておく。建物所有者ともできる限り面識を持ち、建物に対する意向を把握するよう努める。

2 ワンストップ窓口の設置

- ・ 東部・中部・西部のブロック事務局は歴史的建造物に関する相談等の窓口とし、電話、Eメール、また直接来所の対応を受ける。
- ・ 各ブロック事務局は相談等があった場合は速やかに各ブロックのリーダーに連絡等を行う。
- ・ 各ブロック事務局には相談等の受付簿を備え、その都度記入・整理しておく。
- ・ 各ブロックのリーダーはセンター長に報告・連絡を行う。

3 窓口に相談等があった場合

- ・ 東部・中部・西部のブロックの事務員はブロックのリーダーに即時に連絡する。窓口への直接相談は、内容を把握しリーダーに即時に連絡する。
- ・ 住民（所有者等）からの相談等により現地調査等が必要な場合、プロジェクトごとに責任者を決め、チーム編成して対応する。
- ・ 行政との連絡・調整が必要な場合、ブロックのリーダーが速やかに行政と連絡・協議する。

4 構成員が直接に相談等を受けた場合

- ・ 構成員はブロックのリーダーに連絡し、現地調査等が必要な場合、プロジェクトごとに責任者を決め、チーム編成して対応する。

5 職人との連携

- ・ プロジェクトにおいて、職人の力、職人との連携が必要な場合には、職人及び機能団体に連絡し要請する。

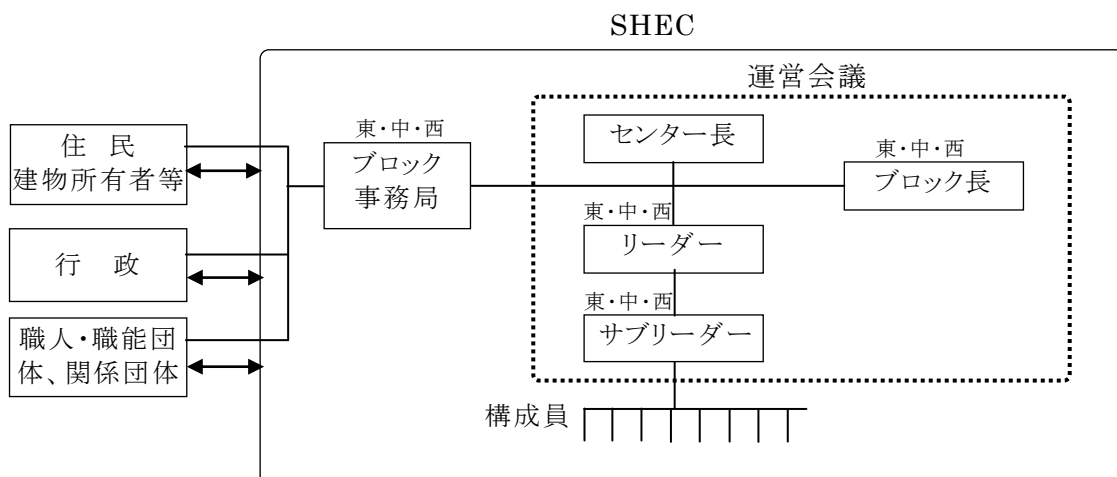
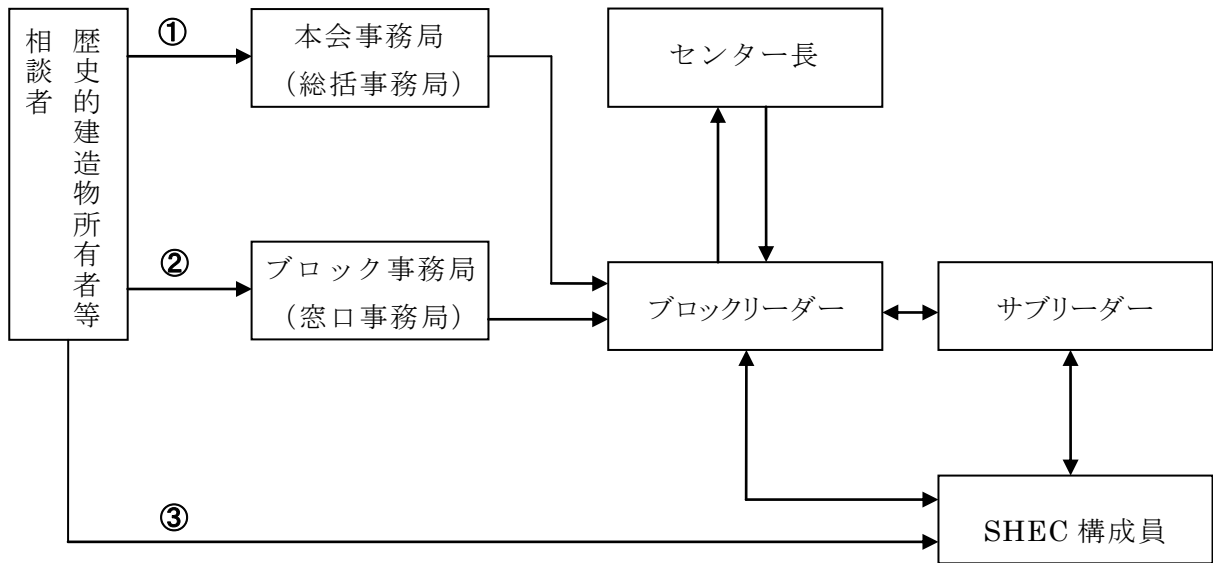


図2 SHECの組織

図3 SHECの連絡体制



- ①本会事務局に相談等があった場合…相談者の住所に応じたブロックリーダーに連絡
- ②ブロック事務局に相談等があった場合…ブロックリーダーに連絡
- ③SHEC 構成員が直接相談等を受けた場合…ブロックリーダーに連絡

*いずれの場合も相談者には速やかな対応を図る。現地調査等が必要な場合は、プロジェクトごとに責任者を決め、チーム編成して対応する。

◆日本建築学会データベースとの共有化

どのような歴史的建造物が、どこに、どれくらい、あるのか常に把握しておくことは重要である。静岡県の歴史的建造物をA～Iに分類し、リストとして作成・保管しているが、これらを日本建築学会歴史的建築総目録データベースとの共有化を図る。

レベル	内容	件数
A	国、県指定文化財（建造物、一部史跡）	79
B	市町指定文化財 （……ここまでは自治体に保存の義務）	181 + α
C	登録有形文化財 （……ここまでは自治体に把握の義務）	65
D	文化庁事業による各種調査（近代化遺産 m:2000、近代和風 w:2002、近世社寺 s:1979、民家 f:1973）において所見が掲載されているもの	471
E	静岡県教育委員会「静岡県文化財建造物監理士・講習」に基づき詳細調査がなされているもの	
F	静岡県建築士会「地域文化財専門家・育成研修」において詳細調査がなされているもの	
G	本評価等検討委員会により、H、Iのうち比較的優良と思われるもの（写真による判断）、および同等の価値を有すると思われるもの	
H	文化庁事業による各種調査（近代化遺産 m、近代和風 w）において写真のみが掲載されているもの	447 - α
I	Fの研修において挙げられたもの	

表1 静岡県の歴史的建造物の分類（H26.3.1現在）

このデータベースの管理者、及び利用者の区分を明確にして、運用・活用を図っていく。一般の方もアクセスできるが、非公開物件にはアクセス不可である。

【管理・利用区分】

- ① Administrator : 管理責任者・・・SHEC が運営する上でデータベースを管理する。
- ② Power User : パワーユーザー・・・歴史的建造物リストを入力できる。3～4名
- ③ User : ユーザー・・・パスワードによりすべてにアクセスできる。SHEC 構成員
- ④ Guest User : ゲストユーザー・・・ある目的のため許可された者
- ⑤ ……行政：防災・建築・景観・文化財。パスワードを与えてアクセス可能となる。

◆被害想定による事前復旧への対応

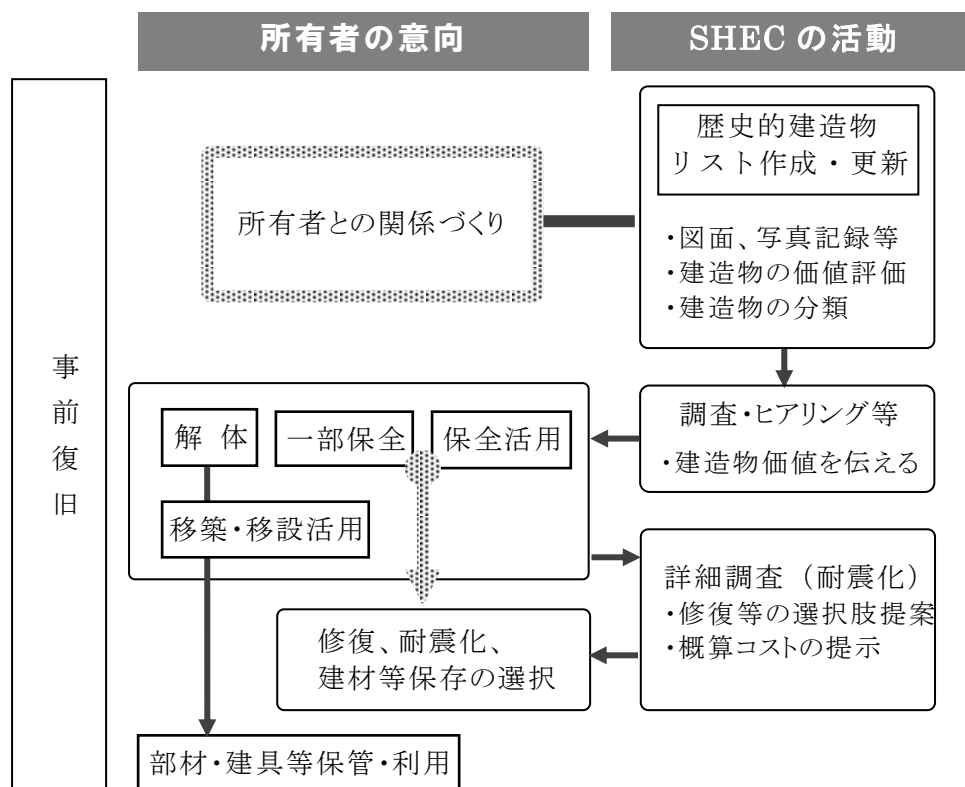


図 4 被害想定による事前復旧

- ・平常時から所有者とのいい関係づくりに努める
- ・耐震診断等による被害想定を所有者に提示する場合、建物の価値を伝える
- ・所有者は3つの判断…解体、一部保全、保全活用
- ・解体の場合、移築や移設活用及び部材・建具等の保管・利用を検討する

4 一次復旧

- ・被災した歴史的建造物が応急危険度判定により危険度 C (赤紙) または B (黄色) と判定された場合、SHEC による緊急調査の内容を所有者に伝える
- ・所有者は建物の維持か解体かの判断を行う

- ・被災による所有者の最初の判断は、被災状況の程度を伝えるファストコンタクトが重要となる
- ・「解体」の判断の場合、考えられるケース
 - ①建物価値評価が低い
 - ②緊急輸送路等の災害復旧に支障をきたすため解体せざるを得ない
この場合、移築や移設・活用等の検討が求められる
 - ③所有者の意思が固く、この際壊した方が安上がり等の判断による

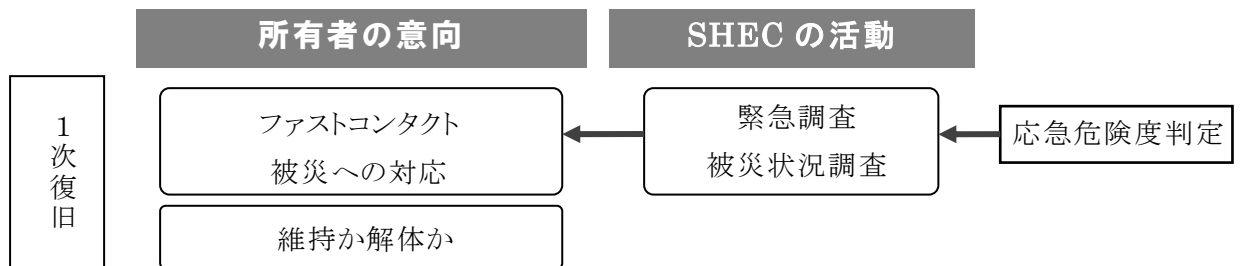


図5 一次復旧

5 二次復旧

- ・所有者のファーストコンタクトにおいて「維持」の判断の場合、応急措置を行う。
- ・応急措置は、歴史的建造物の構造種別、建築年代、建築形式等により多様な方法が考えられるが、建物の価値を損なうことのない適切な方法で行なわなければならない。

表2 応急措置の選択一覧

部 位	被害状況	応急措置の内容	
全体	建物の傾斜	控柱、筋かい、合板などにより対応	
	開口部	変形 開閉不良・ガラスの割れ	筋かいや合板壁を設ける 調整、合板を張る
基礎	布基礎	アンカーボルトの引き抜け	あと施工アンカーの設置等
		基礎の亀裂	ひび割れ部へのエポキシ樹脂等の注入
	基礎の破断・転倒	基礎の増打ち等	
東石、玉石	はずれ	金物等による緊結等	
土台	ずれ、浮上がり、落下	修復、ボルトの締め直し等	
床	床の落ち込み	根太等の補修	
柱	柱の亀裂	針金による補強、添え板による修理等	
	柱の破損	添え板、金物、方杖等による修理	
	柱の傾斜	傾きの直し、仮筋かい・合板等による修理	
	柱の引き抜け	添え板、金物等による修理	
接合部	緩み、折れ、抜け	添え板、金物、方杖等による修理	
屋根	ずれ・落下、雨漏り	落下しそうなものを取り除きシートで覆う	
壁	土壁・モルタル	亀裂	必要があればシートで覆う、合板を張る
		はく離、落下	シートで覆う、合板を張る
天井	落下	落下しそうなものを取り除く	

6 三次復旧

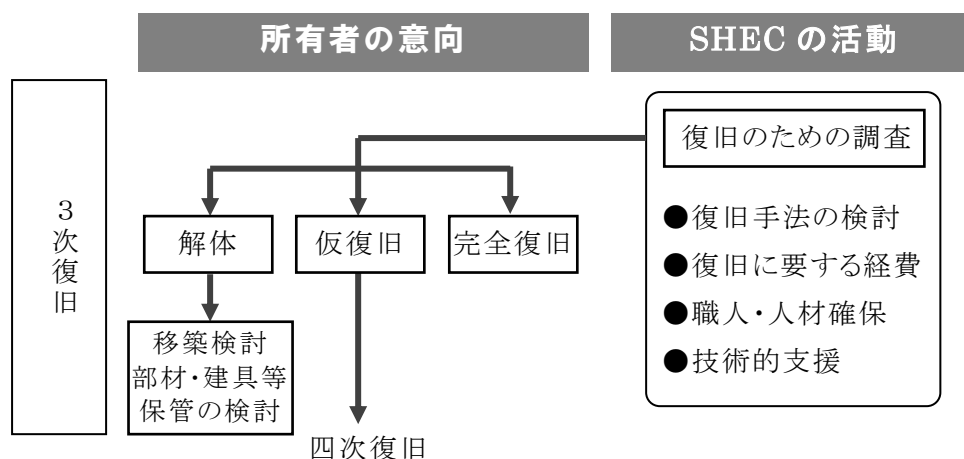


図6 三次復旧

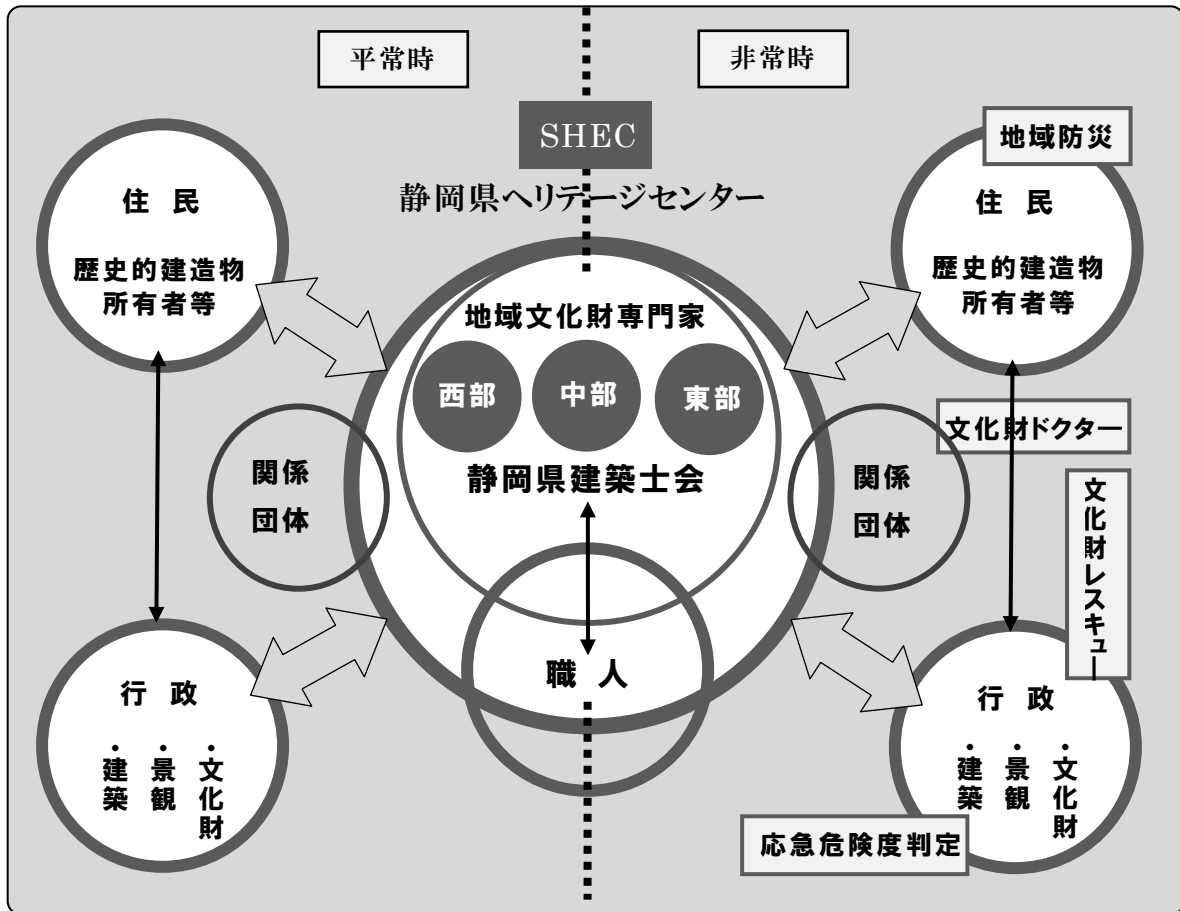
- ・ 復旧のための調査の必要性…復旧手法の検討、復旧に要する経費の概算見積もり
- ・ これらの検討により、完全復旧、仮復旧、解体の3選択肢
- ・ 「解体」の判断の場合…経費がかかる、日数がかかる、技術的な問題（伝統工法の実施の可否等）…この場合、移築・移設の検討、構造材等の部材・建具等保管の検討

7 四次復旧

- ・ 仮復旧した歴史的建造物の完全復旧をめざす
- ・ ほとんど平常時対応に近づく…維持保全の活動、活用に向けた活動
- ・ 所有者と周辺住民を巻き込んだ展開…歴史的建造物を活用したまちづくりへ

静岡県ヘリテージセンター SHEC (シーク)

S : Shizuoka pref. HE : Heritage C : Center



ワンストップ窓口

- ・ 本会、及び東部・中部・西部の各ブロック事務局に事務連絡機能を置く
- ・ 歴史的建造物に関する諸々の相談等、電話、Eメール、または直接受け、連絡ネットワークにより対応する
- ・ 連絡ネットワークを構築し SHEC の構成員リストを作成し、即時に情報伝達、報告・連絡ができる連絡体制とする
- ・ 非常時にも対応できる行動指針、連絡体制を構築する：行政との連携を図る

西部ブロック
〒430-0944
浜松市中区田町 226-6
TEL 053-451-5166
FAX 053-454-9030
seibu-b@shizu-shikai.com

中部ブロック
〒420-0857
静岡市葵区御幸町 9-9
TEL 054-270-5261
FAX 054-253-0535
chubu-b@shizu-shikai.com

東部ブロック
〒410-0831
沼津市市場町 5
TEL 055-933-8201
FAX 055-934-2202
toubu-b@shizu-shikai.com

公益社団法人 静岡県建築士会 景観整備機構

静岡市葵区御幸町 9-9 〒420-0857 TEL.054-254-9381 FAX.054-273-0478
E-mail:honkai@shizu-shikai.com URL http://www.shizu-shikai.com